「第５次大阪府障がい者計画(案)」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

【募集期間】令和２年12月28日（月曜日）14時から　令和３年１月26日（火曜日）24時まで

【募集方法】郵便、ファクシミリ、電子申請

【提出人数・意見数】２名から計３件（うち意見の公表を望まないもの２件）のご意見をいただきました。

　 寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

| № | ご意見の概要 | 大阪府の考え方 |
| --- | --- | --- |
| １ | 私は発達障がい当事者だが、発達障がい専用の障がい者手帳の発達手帳がないのはおかしいと思う。  発達障がいを精神障がい者保健福祉手帳と同じ扱いにするのはいかがなものか。  就活などのときに思ったが、精神障がい者保健福祉手帳＝精神障がいと差別して判断する世の中になっていて嫌になる。  これこそ障がい者差別であり、発達障がいがまだまだ理解されていない。  国、堺市、大阪府で発達手帳を一日も早く実現させて欲しい。国が動かなければ、堺市と大阪府独自で発達手帳を実現させて欲しい。  発達障がいは本当に辛いときがある。 | 平成17年に施行された発達障害者支援法において発達障がいの定義が定められましたが、障害者手帳の取り扱いが明確ではなかったため、平成22年に改正された障害者自立支援法においてサービスを受けやすくする観点から法律上発達障がい者が障がい者の範囲に含まれることが明示されました。  今回ご意見をいただいた発達障がい者手帳制度の創設については、国において検討すべき課題と認識していますが、いただきましたご意見については、今後の参考とさせていただきます。  府としては発達障がいの方が福祉・教育・就労の円滑な連携の中で身近な地域で生活できる体制を市町村とともに構築していきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 |